

令和8年度 第103号

クリーンセンター滋賀他 水質分析業務仕様書

1 目的

当該業務委託は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律ならびに関係機関との公害防止協定で定められた水質調査を行うことを目的とする。

2 委託期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

3 調査地点（別紙採水地点図1および2参照）

（1）クリーンセンター滋賀

浸出水原水・下水道投入水、地下水（4ヶ所）、防災調整池出口

（2）甲賀埋立処分場

浸出水原水・放流水、地下水（2ヶ所）

（3）河川水

次郎九郎川（4地点）

4 分析項目および検体数

別表1のとおり。

なお、アルキル水銀は、その分析を予定する月において、水銀及びその化合物が検出されたときのみ分析を行うものとする。アルキル水銀の分析を行ったときは、設計変更の対象とする。

5 測定方法

別表2のとおりとし、有効数字は原則2桁とする。ただし、気温、水温については小数点以下1桁まで測定する。

なお、別表2に記載のある告示等について改正があった場合は改正後の方法によるものとする。

6 調査結果報告

- （1）採水終了後、採水時の状況を滋賀県環境事業公社担当者（以下「公社担当者」という。）へ報告すること。
- （2）異常値を検出した場合や分析時に異常と判断される場合には、直ちに公社担当者へ連絡して指示を受けること。
- （3）分析値は充分にチェックを行い、報告を行うこと。
- （4）各月の分析結果については、検査後速やかに計量証明書により報告するとともに、測定値の電子データを送付すること。

7 提出書類

- (1) 着手届（環境計量証明事業の登録をしていることが分かる書類も添付すること） 1部
- (2) 報告書（クリーンセンター滋賀（河川水4地点を含む）） 1部
- (3) 報告書（甲賀埋立処分場（河川水2地点：St-4・St-9を含む）） 1部

※(2)、(3)の報告書には、各地点の採水状況写真を添付すること。また、河川水の流量調査については、流量を算出するのに使用した川幅、水深等のデータ（報告様式は問わず）を添付すること。

- (4) 年間のデータを入力したDVD-R（CD-Rでも可） 1部／報告書（合計2部）

- (5) 完了届 1部

- (6) 業務成果引渡書 1部

8 その他

- (1) 令和8年4月中の調査を行える体制を整えておくこと。
- (2) 採水にあたっては、事前に日時を公社担当者に連絡すること。
- (3) 当該業務委託の履行に関し、契約書および本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者および受託者で協議して定めるものとする。
- (4) 提出書類は、できる限り古紙パルプ配合率の高い再生紙を使用すること。また、できる限り両面印刷したものによること。